

地域密着型通所介護重要事項説明書

< 20 年 月 1日 現在 >

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6666-3321 (午前9時00分～午後18時00分まで)

(日曜日は休みとさせていただきます)

※ご不明な点は、何でもおたずねください

2 当事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ライフレッシュケア・デイサービス
所在地	東京都江東区千田7番17号 千田男ビル
電話番号	03-6666-3321
FAX番号	03-6666-2991
事業所番号	地域密着型通所介護 NO. 1370804633
サービスを提供できる地域	江東区

(2) 職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名	統括など
生活相談員	介護福祉士	2名	0名	2名	通所介護計画書の作成等
介護・看護職員	看護師・理学療法士	0名	5名	5名	健康管理等
	介護福祉士	2名	2名	4名	施設内での介護の提供
	ヘルパー2級	0名	3名	3名	施設内での介護の提供
	介護職員基礎研修	0名	0名	0名	施設内での介護の提供
	事務員	1名	0名	0名	一般事務全般
	運転手	0名	4名	4名	送迎の運転手
	合計	6名	14名	20名	

(3) 設備の概要

定 員	15名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 69.40 m ²	相談室	1室
浴 室	一般浴室・機械浴	送迎車	3台

(4) 営業時間

営業時間	
月曜日～土曜日	午前9時00分～午後18時00分
休業日	日曜日及び12/30～1/3

(5) サービスの提供時間

サービス提供時間	
月曜日～土曜日	1日型：午前 9時30分～午後16時45分
休業日	日曜日及び12/30～1/3

3 サービス内容

お迎え		送迎車でご自宅までお迎えします。
体調確認	9:30	顔色・体温・脈・血圧など体調の確認をします。
体操・入浴	10:00	様々な全体体操及び入浴をします。
食事	12:00	昼食スタッフによるバランスのとれた家庭的な食事を提供します。
機能訓練	13:00	リハビリ(個別機能訓練のみならず、予防的な運動を実施します)
レクリエーション	14:00	多彩なレクリエーション、趣味活動を通して楽しみながら親睦と機能回復をはかります。
おやつ・お茶	15:00	おやつ・お茶で休憩します。
お送り	16:45	ご自宅までお送りいたします。

※毎月実施の年間行事の際は上記時間が変更になります。

※家庭的な雰囲気の中、機能回復と予防を心地よく行っていただきます。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービス利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割又は（2割/3割）です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額ご利用者のご負担となります。

【 料金表－基本料金・昼間－】(地域加算含む)

介護保険給付対象サービスの利用料

(単位：円)

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	
要介護1	4,534	4,752	7,161	7,390	8,207	1日につき
要介護2	5,210	5,460	8,458	8,730	9,701	1日につき
要介護3	5,886	6,169	9,766	10,082	11,248	1日につき
要介護4	6,540	6,856	11,041	11,434	12,774	1日につき
要介護5	7,226	7,575	12,360	12,774	14,300	1日につき
延長加算 9時間以上10時間未満				545		1日につき
延長加算 10時間以上11時間未満				1,090		1日につき
延長加算 11時間以上12時間未満				1,635		1日につき
延長加算 12時間以上13時間未満				2,180		1日につき
延長加算 13時間以上14時間未満				2,725		1日につき
入浴介助加算(I)				436		1日につき
入浴介助加算(II)				600		1日につき
中重度者ケア体制加算				491		1日につき
サービス提供体制強化加算イ(I)				240		1日につき
サービス提供体制強化加算イ(II)				190		1日につき
サービス提供体制強化加算イ(III)				65		1日につき
ADL維持加算(I)				327		1月につき
ADL維持加算(II)				654		1月につき
科学的介護推進体制加算				436		1月につき
送迎減算				▲512		片道につき

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを事業者が東京都に届け出てサービスの提供をする場合は、当該基準の区分に従い所定単位数に9.2%を乗じた単位数を加算します。但し、所定単位数は、基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月の総単位数とし、区分支給限度額の算定対象からは除外します。
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の1割(2割/3割)(但し、利用者負担の减免、公費負担がある場合は、その負担率による)。

注1 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

介護保険給付対象外サービスの利用料

延長利用費	8時間以上9時間未満の延長費：要介護1 327円 要介護2 381円 要介護3 436円 要介護4 523円 要介護5 567円
食材料費	2食 800円(内訳：昼食及びおやつ) (特別食：塩分制限透析食 900円 / タンパク質制限腎臓病食 1,000円)
教養娯楽費	レクリエーション費・教材費 月額 100円
おむつ代	おむつ1枚 150円 / リハビリパンツ1枚 100円 / パッド 50円
通常の実施地域を越える交通費	通常の事業の実施地域を越えてから1Kmにつき 100円
その他の費用	利用者希望による購入品 実費

○ キャンセル規定

お客様の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①通所日の前営業日午後6時00分までに御連絡いただいた場合	無料
②通所日の前営業日午後6時00分までに御連絡がなかった場合	1日型利用の方：食費+利用料の1割(2割/3割)負担

※御利用日が月曜日の場合は御注意ください。

○ 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ 御利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

サービスを中止した場合、同月内であれば、御希望の日に振り返ることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんので御了承ください。

(2) 支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、

- ①ゆうちょ銀行口座振替
- ②ゆうちょ銀行を除く金融機関口座振替
- ③三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通 口座番号 0750661 振込
- ④現金集金

なお、振込を選択した場合、振込手数料は利用者負担とします。現金集金はやむを得ない事情の方に限ります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約後に地域密着型通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までにお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

ご本人様の状態、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知、及び口頭で説明いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合又は介護保険の被保険者資格を喪失した場合

④健康上の理由による中止

- ・風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。
但し、定員を超過する日には振り替えできませんのでご了承ください。

⑤その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、お客様は解約を連絡することによって即座にサービスを終了することができます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知、及び口頭で説明することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 デイサービスの特徴等

(1) 事業目的

- ・当事業所が行う地域密着型通所介護は、要介護状態となった場合に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) 地域密着型通所介護の具体的取扱方針

- ・地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の日常生活動作及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- ・地域密着型通所介護従業者は、地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行

うことを主旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

・地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

・地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、日常生活動作その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態のある要介護者等の対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

7 事故発生時の対応

- (1) 当社は、利用者に対する地域密着型通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当社は、利用者に対する地域密着型通所介護の提供にともなって賠償すべき事故が発生し場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。
但し、当社に故意過失がなかった場合にはこの限りではありません。

8 秘密保持

- (1)当社および当社の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2)当社は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3)当社は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族等の個人情報を用いません。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。【虐待防止に関する責任者 宮本 忍】
- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、

次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2)非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合 に限ります。

(3)一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が 及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.1 サービス内容に関するご相談や苦情の窓口

☆苦情相談窓口☆

電話番号 03-6666-3321

FAX番号 03-6666-2991

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00

緊急時の連絡先 070-6451-7814

(日曜日、12/30～1/3は休みとさせていただきます)

担当 吉田 和弘/堀田 紗子 まで

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 介護保険サービス苦情相談係

〈江東区役所 介護サービス利用相談〉 電話 03-3467-4319

② 東京都国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口 電話 03-6238-0177

1.2 第三者評価サービス実施状況の有無

なし